

## 指名停止措置の公表

### 1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社新都メンテナンス	代表取締役 秋山 仁男	高知県高知市新田町15-28

### 2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和8年6月11日	令和8年9月10日 (3月)

### 3. 指名停止措置理由

当該業者及び同社工務課長は、高知市上下水道局が発注した「令和5年度初月分区污水管渠築造工事」において下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷となり死亡した事故について、堀削業務における作業方法から生ずる危険を防止するための措置(土止め支保工等)を講じていなかった。

この事実に対して両名は、高知簡易裁判所から略式命令を受け労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金20万円(法人)及び罰金50万円(個人)の刑が確定し、令和8年5月22日に営業停止処分を受けたため。

南国市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当同要綱の取扱い別表第2関係5の(2)(市発注工事以外に関する建設業法違反)に該当